

たかやま労基署だより (R6.04)

高山労働基準監督署

令和6年度 高山労働基準監督署行政運営方針(抄)

～「働き方改革」の一層の推進と死亡災害ゼロの達成を目指します～

令和6年度、高山労働基準監督署においては、管内の事業場で働く全ての労働者が将来に展望を持ち、安全で安心して働くことができるよう、

改正労働基準法等に基づく長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害防止
 中小企業及び令和6年度適用猶予対象等に対する丁寧な対応を含めた一般労働条件確保・改善対策
 管内の労働災害の発生状況等に応じた労働災害の防止

の施策を重点的に実施します。

○時間外・休日労働の上限規制

改正労働基準法により、令和6年4月1日から以下のとおり、従来、適用が猶予されていた建設業や自動車運転者等一部の業種・業務について、時間外労働の上限規制が適用されました。今後は法の趣旨に則った適正な労務管理がより一層求められます。

これらを踏まえて、昨年度に引き続いて長時間労働の抑制に向けた監督指導を重点的に実施します。

事業・業種	上限規制の内容
工作物の建設の事業	建設事業においても上限規制(年720時間、複数月平均80時間(休日労働を含む)、月100時間未満(休日労働を含む)、月45時間を超えることができるのは年6回まで)が設けられました。 災害復旧及び復興の事業に月の上限規制はありませんが、工作物の建設の事業に従事した時間外労働を含めた年間の上限は720時間、月45時間を超えることができるのは年6回までとなります。
自動車運転の業務	特別条項付き36協定を締結する場合に、月の上限規制はありませんが、年間の時間外労働の上限が年960時間となります。 また、限度時間を超過して労働させることができる回数に制限はありません。
医業に従事する医師	特別条項付き36協定を締結する場合の年間の時間外・休日労働の上限が最大960時間又は1860時間となります。 1か月について時間外労働と休日労働の合計が月100時間以上となることを見込まれる医師については、面接指導を実施し、健康確保のために必要な就業上の適切な措置を講じる必要があります。



高山労働基準監督署においては、労務管理のアドバイスや法制度の周知を目的とした職員による「労働時間相談・支援班業務」(電話:0577-32-1180)を行っております。積極的な活用をお願いします。

令和5年の労働災害発生状況について(確定値)

注1)カッコ内は死亡者数 注2)死傷者数は休業4日以上のもの 注3)新型コロナウイルス感染症除く

	令和5年		令和4年		令和3年(参考)		対前年比増減数、増減率	
	件数	死亡者数	件数	死亡者数	件数	死亡者数	増減数	増減率
全産業	162	(1)	180	(1)	169	(1)	-18	-10.0%
製造業	48	(1)	34		36		14	41.2%
建設業	26		34	(1)	29	(1)	-8	-23.5%
運送業	7		10		11		-3	-30.0%
林業	9		21		14		-12	-57.1%
小売業	6		16		22		-10	-62.5%
社福祉	9		4		11		5	125.0%
旅館業	17		10		12		7	70.0%
その他	40		51		34		-11	-21.6%

令和6年の労働災害発生状況について(3月末)

	令和6年		令和5年		令和4年(参考)		対前年比増減数、増減率	
	件数	死亡者数	件数	死亡者数	件数	死亡者数	増減数	増減率
全産業	26	(2)	28	(1)	41		-2	-7.1%
製造業	10		8	(1)	9		2	25.0%
建設業	5	(2)	5		8		±0	±0%
運送業	1		0		1		1	
林業	3		1		3		2	200.0%
小売業	0		3		7		-3	-100.0%
社福祉	1		2		1		-1	-50.0%
旅館業	4		3		3		1	33.3%
その他	2		6		9		-4	-66.7%